市道の認定について 次のとおり市道の路線を認定する。 2024年(令和6年)9月2日提出

## 藤沢市長

鈴 木 恒 夫

<del>-1-/</del>		<del>1.</del> 7	. <del></del>	I	77 F
整理	路線名	起 ————————————————————————————————————	<u>点</u>	幅員	延 長
番号		終	点	m	m
1	村岡新駅	弥勒寺字後河内4番1地先		17. 0	310. 0
	南口通り線	宮前字裏河内150	番30地先	17.0	310.0
2	片瀬	片瀬四丁目2249	番44地先	2. 0	305. 0
	423号線	片瀬四丁目2717	番6地先	4. 3	
3	鵠沼	本鵠沼二丁目292	1番37地先	4.5	13. 0
	960号線	本鵠沼二丁目292	1番34地先	4. 0	
4	鵠沼	鵠沼橘二丁目237	4番29地先	4.5	30. 0
	961号線	鵠沼橘二丁目237	4番33地先	4. 0	30.0
5	村岡	弥勒寺字後河内2番	10地先	4. 0	635. 0
	5 9 1 号線	宮前字裏河内151	番17地先	8. 0	055. 0
6	村岡	弥勒寺字後河内4番	1 地先	2.7 ~	502. 0
	592号線	宮前字後河内535	番1地先	8.0	302.0
7	村岡	村岡東一丁目3番3:	—————————————————————————————————————	7. 9	486. 0
	593号線	村岡東一丁目5番6:	—————————————————————————————————————	12. 0	400.0
8	村岡	渡内四丁目617番	5 地先	6.0 36	
	5 9 4 号線	渡内四丁目617番	10地先	0.0	36.8

9	藤沢	鵠沼神明一丁目1267番1地先	6. 0	45. 4
	786号線	鵠沼神明一丁目1281番地先	0.0	40.4
1 0	善行	立石一丁目3039番12地先	4.5 20.0	
	6 5 9 号線	立石一丁目3039番8地先	4. 5	30. 0
1 1	長後	長後字宿下分545番4地先	4. 5	22. 1
	9 4 1 号線	長後字宿下分545番7地先	4. 0	<i>4</i> 4. 1
1 2	長後	高倉字槐戸474番23地先	4. 7	17. 3
	9 4 2 号線	高倉字槐戸474番19地先	4. (	11. 0

## 提案理由

村岡新駅南口通り線ほか11路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

## 参考

## 道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

- 第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般 交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又 は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道 の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は 前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。